

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人アスク

### ②評価調査者研修修了番号

SK18034、T10001、SK18032

### ③施設の情報

名称：養徳園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：福田雅章	定員（利用人数）：52名（本園40名、地域小規模12名）	
所在地：栃木県さくら市喜連川1025番地		
TEL：028-686-2239	ホームページ：yohtokuenhp.kids.coocan.jp	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：昭和32年11月26日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 養徳園		
職員数	常勤職員：46名	非常勤職員：7名
有資格 職員数	（資格の名称）	名
	社会福祉士：2名	看護師：1名
	保育士：16名	栄養士：2名
	児童指導員：19名	調理師：1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	ユニット3（個室4，5，5）	リビング、キッチン、食堂・厨房、浴室、洗濯室、心理治療室、カンファレンス室、自活訓練室、親子訓練室、研修室、医務室、保育室、面接室、職員室、事務室、生活指導室
	分園3（個室3，5，4）	
地域小規模2（2，2）		

### ④理念・基本方針

**理念**  
「徳を養い器成す」子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくことを目指す。

**基本方針**  
・児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。

- ・家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- ・本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護推進に努める。
- ・こどもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- ・地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

#### ⑤施設の特徴的な取組

- ・家庭的養護の推進を目指して完全ユニット化を達成し、現在、小規模グループケア6か所（施設本館3ユニット、分園3か所）・地域小規模児童養護施設2か所による運営を行っている。
- ・平成27年度から施設本館1階に児童家庭支援センターを設置し、相談事業・一時預かり事業（ショートステイ・緊急一時保護・トワイライトステイ）等の事業を実施している。

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年 月 日（契約日） ～ 2019年12月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

#### ⑦総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ●施設長は組織の進むべき方向性を明示しリーダーシップを発揮している

施設長は他の施設に先駆けて小規模化・地域分散化に取り組み、その実践経験を踏まえた新しい社会的養育ビジョンへの対応を施設の中長期的な計画とするなど、経営環境の変化に積極的に対応している。職員会議等の場では、職員に中長期的な計画や経営課題等について説明して理解を促している。また、養育・支援の取組について高い見識を持ち、職員との日常的な会話の中でも養育・支援の取組について具体的に示しているほか、職員の能力向上と高い専門性を身につけるための教育・研修に特に力を入れて推進している。

##### ●標準的な実施方法として援助マニュアルが作成されている

援助マニュアルの中に食事マナー・入浴について・洗濯ものについて・生活指導など標準的な実施方法が具体的に細かく記載されており、職員が統一した養育・支援が実施できるよう示され、職員の拠り所となっている。援助マニュアルは、ケース会議や自立支援計画の見直し時に実施方法の検証をおこない、子どもの意見も反映しながらその都度見直し、年度末にも改定されている。

##### ●子どもの成長を写真で記録した「育ちアルバム」と子どもへの援助と成長の過程を記録した「育てノート」の取組

子どもたちの成長と養育・支援の記録である「育ちアルバム」、「育てノート」に関しては、生い立ちの整理の目的や意義、効果を職員が理解して取り組めるように、園内研修が行われてい

る。「育ちアルバム」は、語り継ぐようなエピソードが盛り込まれるよう工夫された子どもの成長の記録である。その年、その年代の生活が見えるように、何気ない一コマを選んで担当者が工夫してコメント・カットなどを入れ、前の施設や家での写真なども加えて、それぞれの子どもの成長を写真で繋げた子どもに渡すアルバムでもある。「育てノート」は担当職員が作成する子どもへの援助と成長の過程の記録で、途切れない支援を目的に次の支援者に託す記録となっている。

#### ◇改善を求められる点

##### ●職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等の取組

「職務分担組織表」に各事業活動や委員会活動を担当する職員名が明記されて、職員一人ひとりの役割分担が明確化されている。職員は「ふりかえりシート」を用いて上司等から相談助言を得ているが、職員一人ひとりの目標設定はしていない。今後は、職員一人ひとりが各活動の年間目標からブレークダウンした自己の目標を設定し、上司および施設長との定期的な面談と日常的に行う適切な助言・支援によってモチベーションを高め、職員が自己の成長を実感しキャリアアップできるような取組が期待される。

##### ●子どもの満足度を組織的に確認し、養育・支援の向上を図る仕組みの整備

施設は、子どもの満足度の把握については、「家庭的養護の推進にあたり子どもの満足度調査はあえて行わない」としている。それは、「子どもの満足度は職員が日々の関わりの中で感じとるもの」との施設の考えからである。しかし、施設として定期的に子どもの満足度に関して確認をすることで、改善課題や対応策などが発見でき、子どもの養育・支援の向上に繋がる取組となる。よって、子どもの満足度に関して組織的に調査・把握する仕組みの整備が求められる。

##### ●子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題が生じないよう施設全体の更なる取組

施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別、不適応行動などの行動上の問題が発生した時は、問題があった子どもに対応する職員、周囲の子をケアする職員と役割を明確に分担して対応している。また、暴力を受けたのが職員である場合のケアは、副施設長と統括主任が担当することになっている。

施設はすべて小規模化されたため、職員一人に対応することになるので、問題が発生した場合、施設全体でフォローすることになっている。しかし、現在、児童養護施設では、施設での養育・支援に困難を伴う子どもが増えているため対応に苦慮している。今後、個々のケースに関して児童相談所・学校など関係機関から受けられる支援内容を再確認し、具体的に誰が支援の援助に回れるかを想定して職員間の更なる連携や施設長の役割を明確にし、体制を整えることが期待される。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設の取組について細かなところまで見ていただき適切に評価していただきました。

第三者評価が義務化されてから3回目の実施となりました。回を重ねるにつれて職員自身が求める水準への理解を深めています。評価結果を真摯に今後の施設運営に活かしていきたいと思

います。

### ⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>b</b> ・c
〈コメント〉 理念・目標・基本方針が事業計画に明記されていて、施設長が年度始めの職員会議で読み上げて職員全体に周知している。理念は施設の使命をわかりやすく示しており、また基本方針は職員の行動規範となる具体的な内容となっている。理念等は入所時に子どもや保護者等に説明しているが、保護者や地域社会等に対してより積極的に周知するために、ホームページやパンフレット、入所のしおり等にもわかりやすく記載することが望まれる。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設は他の施設に先駆けて小規模化・地域分散化に取り組み、その実践経験を踏まえた新しい社会的養育ビジョンへの対応を施設の中長期的な計画とするなど、経営環境の変化に積極的に対応している。また、組織管理や財務状況等の現状分析を定期的に行い、必要に応じて補正予算を組むなど、安定的な施設経営に取り組んでいる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、年度末の理事会で事業報告および中長期計画の説明を行っている。理事会では監事が事業運営に対する要望事項を述べるなど、役員間で施設の経営課題を共有している。施設長は、職員会議や運営会議（幹部職員で構成）で今後の計画や経営課題等について説明している。施設には職員による5つの委員会があり、一年間の活動の結果と課題について報告書を作成して報告している。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、施設養護の充実のための更なる地域分散化、施設の多機能化を進めるための地域の子育て支援、里親養育の支援等の10年程度の中長期的な計画を策定している。今後は、人材の採用や育成、施設の整備などを含む、中・長期の収支計画の策定が望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、施設の将来ビジョンを見通した全体方針の下に、子どもの養育・支援の充実に向けた各種の年度計画が策定されている。またこれらの年度計画はそれぞれ担当する職員が明示されている。事業活動のための収支計画は「当初予算書」として費目ごとに詳細に策定しており、必要に応じて補正予算を策定して見直ししている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、年度末の運営会議等で事業全体を分析評価した後、事業報告書を作成し、それらを踏まえて次年度の事業計画の策定をしている。また、年度始めの職員会議で職員に事業計画書を配付して内容を説明している。しかし、実施状況の把握や評価・見直しが全職員の意</p>		

見の集約・反映の下に行われているとまでは言えないので、事業計画の策定や評価について、更なる職員の参画が望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の年間行事予定はホームページや広報誌にて周知し、保護者等に郵送しているが、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の、子どもの生活に密接にかかわる事業について子どもや保護者等に特に説明はしていない。今後は事業計画の主な内容を簡潔にわかりやすくまとめて子どもや保護者等に説明する取組が求められる。</p>		

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設は3年に一度の定期的な第三者評価を受審しており、受審のない年度は第三者評価基準に基づく自己評価を実施していて、自己評価には多くの職員が参加している。施設では、日ごろの養育・支援の質の向上に関する取組を言語化し組織的に分析・検討することの難しさに直面しており、今後、運営改善委員会等で検討を予定している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設全体の自己評価は多くの職員が参加して実施していて、職員間で課題の共有化が図られているが、改善策や改善計画の策定までには至っていない。運営改善委員会で自己評価結果を検討し改善計画の策定やその実施の検討に取り組もうとしているので、速やかに改善策を定めて実施することが求められる。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の管理運営規程に施設長の役割と責任が明記されており、副施設長が施設長の委任により施設長の業務の補完をすることが明示されている。施設長は、職員会議等で施設の経営・管理に関する課題や中長期的な方針等を述べており、自らの役割と責任を職員に示している。</p>		

法人内研修等でも多くの職員を指導しており、施設の長としてリーダーシップを発揮している。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の「管理運営規程」に法令を遵守して管理運営することが明記されている。施設長は国や県の社会的養護施策の策定に数多く関与しており、社会的養護関係の講習会や勉強会で講師として指導をしている。職員に対しては、年度の事業計画に「職員に求められること」等を明示して、倫理意識および法令遵守等を指導している。また必要に応じ、関係する法令等への対応について職員会議等で話している。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は養育・支援の取組について高い見識を持ち、職員との日常的な会話の中でも養育・支援の取組について具体的に示している。また、職員の能力向上と高い専門性を身につけるための教育・研修に特に力を入れて推進している。職員アンケート結果では、大多数の職員が「施設長は施設運営にリーダーシップを発揮している」と回答している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、それぞれの担当職員と共に人事・労務・財務等の視点から分析・検証を行っている。また、業務の実効性を高めるために運営会議を毎月開催して、改善に向けた具体的な取組をしている。施設長は人員配置に配慮し職員の働きやすい環境整備に取り組んでいるが、職員アンケート結果では「しているが十分ではない」との回答が半数以上あり、働きやすい環境整備に向けた更なる具体的な取組が望まれる。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の「管理運営規程」に、必要な職員（職位・役職や専門職）について明記しており、年度の事業計画書には法人組織図として具体的な職員の配置が示されている。職員が自己の専門性を高めるための通学や資格取得を奨励し、「職員資質向上助成事業」を設けている。ハローワークや学校等に対する通常の求人活動の他に、ホームページに求人票を掲載して職務内容や処遇等を明示したり、職員を紹介するコーナーを設けたりして施設の仕事の魅力を発信し、福祉人材を確保する工夫をしている。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の「職員就業規則」に昇給及び昇格について記述し、勤務評価による昇格基準（人事評価基準）が示されている。また、人事評価基準は「職員にもとめられること」にも明示して職員に周知している。施設長は職員処遇の水準について、県全体の水準も見ながら適時見直しをしている。また、人事評価に際し職員との面談等を実施しているが、一部の職員に留まっているので、今後は全職員と面談を行い各職員の意向・希望を確認することが望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の就業状況、時間外労働や有給休暇の取得状況は副施設長が把握・管理する体制となっている。職員の福利厚生のために福祉厚生センターソウェルクラブと契約しており、多くの職員が利用している。職員の相談窓口は事務長が担当しており、副施設長や統括主任は「ふりかえりシート」等で職員の相談に応じている。施設ではワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務編成等の取組をしているが、職員アンケート結果からは十分ではないとの回答が多いので、更に働きやすい職場づくりへの取組が期待される。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・ <b>③</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「職務分担組織表」に各事業活動や委員会活動を担当する職員名が明記されて、職員一人ひとりの役割分担が明確化されている。職員は「ふりかえりシート」を用いて上司等から相談助言を得ているが、職員一人ひとりの目標設定はしていない。今後は、職員一人ひとりが各活動の年間目標からブレークダウンした自己の目標を設定し、上司および施設長との定期的な面談と日常的に行う適切な助言・支援によってモチベーションを高め、職員が自己の成長を実感しキャリアアップできるような取組が期待される。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度の事業計画には「求められる職員像」が示されている。また、施設運営の「全体方針」から職員に求められる専門技術等を読み取ることができる。年度の「職場研修計画書」および「研修計画表」によって、職員毎に研修計画が具体的に示され、それに基づいて教育・研修が実施されている。次年度の研修計画の策定にあたり各研修内容の評価・見直しをし、職員の職務経験に応じた研修が受講できるようにして、養育・支援の質の向上のための教育・研修が適切に実施されている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>職員一人ひとりに「研修個人票」があり、取得した資格や前の職場での研修歴等を把握している。また、研修実績や自己研鑽テーマ、成果等を年度別に記録しており、職員の職務・経験年数等に応じた教育・研修が実施されている。職員は年度の初めに作成された計画に従い外部研修に参加し、施設内研修は非常勤職員を含む全職員が参加している。施設では「ふりかえりシート」によるスーパービジョン体制の構築を進めているが、十分に活用されるまでには至っていないと認識しているので、更なる工夫が期待される。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          施設の社会的責務の一つとして多くの実習生を受け入れて指導している。実習生受入責任者および実習担当職員を配置している。オリエンテーションマニュアル等の各種の文書によって実習生を指導し、中間および終了時にそれぞれ反省会を持っている。実習生から「実習生による施設実習評価」のアンケートを取るほか、毎年実習生指導の評価・見直しをし、「実習生総合評価のまとめ」を作成して次年度以降の指導に役立てている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          ホームページに施設の養育・支援の内容、事業計画・事業報告・収支決算報告が適切に公開されている。児童家庭支援センター・子育て支援短期利用事業・学童保育・こども食堂等々地域の福祉向上のための取組の実施状況や第三者評価の受審結果も公開している。更に施設が果たす役割や使命について、ホームページや広報誌に記載して説明している。苦情の内容やそれに基づく改善・対応の状況については、現状では公開すべき事案が見当たらず公開はしていないが、事案があれば公開することにしている。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          施設は事務経理の責任者を置き、「経理規程」に則って契約や取引を処理している。また内部監査の実施が定められている。財務管理（会計処理）等については、毎月税理士による点検を受けている。「管理運営規程」や「職務分担組織表」によって職員の役割、権限・責任が明確になっている。決算報告書等について、税理士による監査支援を受けており、指摘事項があれば改善を実施している。</p>		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の援助の基本方針に「地域との関わりを重視し」と明示されている。養徳園子ども会として、さくら市子ども連合会主催のキャンプに参加したり、地域の運動会へ子ども達と職員で参加したりと、地域の一員として積極的に活動している。また、中学校の部活動を通して地域の人との交流を図るなどしている。地域小規模児童養護施設では飼っているヤギの餌を、近隣の直売所で顔見知りになった農家の人から野菜を分けてもらうなど、日頃から地域の人との交流を図っている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティアマニュアルが整備されており、受け入れ手順などが定められている。ボランティア終了後には子どもからの感想・意見も聞きとるようにしている。読み聞かせ・歌・遊び補助などボランティアグループの受け入れをしている。また、ボランティア企画行事として施設内でバーベキュー・ビンゴ大会・花火大会などが実施され、いちご狩り・ジャガイモ掘り・プロレスやサッカー観戦などの招待を受ける機会も多い。職員の中にはボランティアとの関わりやトラブル防止への配慮など、ボランティアを受け入れる難しさも感じているので、今後は、施設としての姿勢や受け入れ方針など明確にし、職員間で共有していくことが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所・こども政策課・警察署・消防署・学校など関係機関の一覧が作成されている。児童相談所とは子どもの養育や保護者との関係性の構築など、密に連携を図っている。また、学校行事への参加や子どものケースカンファレンスに学校の担任にも参加してもらうなど、子どもの学校での様子も把握し、関係機関とも情報を共有しており、子どもの養育・支援が図られている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童家庭支援センターでは子育て相談やショートステイ・トワイライトステイ事業などを行っている。ショートステイを利用する子どもの中には配慮が必要な子どもも多く、職員間の連携を密に取りつつ受け入れを行っている。子どもの通学路の危険個所では子どもが安全に登校できるよう施設長自ら見守りをしている。施設の別棟を居合道部の練習場に提供したり、敷地内の駐車場が近隣住民の災害時の避難先になっていたりと地域に開かれている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c

<コメント>

法人として、子ども食堂を開設し地域の子育てニーズの把握や子どもの居場所づくりも担っている。さくら市要保護児童対策地域協議会主催の研修会に講師として職員を派遣し、児童家庭福祉の現状と児童家庭支援センターの役割などについて講演を行い、児童家庭支援センター職員が学童センターでペアレンティングプログラム（親と子の関係を育てるプログラム）の教室を開催するなど地域貢献に取り組んでいる。

### 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<コメント> 援助の基本方針に「子どもの最善の利益を考慮した援助に努める」と明示され、援助マニュアルにも反映し日々の養育支援に努めている。職員は、日常生活において他人への思いやり・いたわりの気持ちを意識して子どもとの会話に取り入れ、子どもの気持ちを汲んだ支援ができるよう心がけている。子どもを尊重した養育・支援の基本姿勢についての研修や勉強会を行っているが、職員によっては日々の養育・支援に反映されていないと感じていることから、今後も施設全体として取り組んでいくことが望まれる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<コメント> 援助マニュアルの中に「プライバシー保護について」明記されており、子どものプライバシーに配慮し日々の養育・支援にあたっている。子どもの権利擁護についても、研修等を実施しているが、職員によって理解に差が生じていると認識しているため、今後も研修を通して職員間での共通理解を図っていく取組が望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	<b>a</b> ・b・c
<コメント> 入所前には職員が児童相談所に出向き、写真やイラスト入りの「入所のしおり」などを基に、園での生活の様子を詳しく説明している。入所当日には、子どもの好きなメニューを食事の献立に取り入れたり、担当職員が手作りのウエルカムカード（入所の不安を少しでも和らげるためのメッセージカード）を作成したりするなど、子どもが安心して園での生活が送れるよう配慮している。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・ <b>b</b> ・c
<コメント> 養育・支援の開始時には、事業計画書や入所のしおりを基に子どもや保護者に説明を行って		

<p>いる。養育・支援の過程では、必要に応じて児童相談所を交えてカンファレンスを開催するなどしている。措置制度であることから、養育・支援の開始・過程において書面での同意は得ていないが、今後、重要事項を説明し同意したことなどが書面で確認できる仕組みについて検討することを期待したい。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 措置変更時には養育支援の継続のため、「育ちアルバム」「育てノート」を作成し、退所後も子どもが安心して生活が送れるよう養育者に引き継がれている。子どもには、園を退所後もいつでも相談ができることを伝えたり、子ども一人ひとりの状況に応じて連絡先のメモ等を渡したりしている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 外出・行事等に関して、子どもの意見を取り入れ希望に添えるよう話し合いや子ども会も開催され、子ども主体での話し合いの機会も設けられている。施設は、子どもの満足度の把握については、「家庭的養護の推進にあたり子どもの満足度調査はあえて行わない」としている。それは、「子どもの満足度は職員が日々の関わりの中で感じとるもの」との施設の考えからである。しかし、施設として定期的に子どもの満足度に関して確認をすることで、改善課題や対応策などが発見でき、子どもの養育・支援の向上に繋がる取組となる。よって、子どもの満足度に関して組織的に調査・把握する仕組みの整備が求められる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 「苦情解決の仕組みに関する規程」が明示され、「入所のしおり」などによって子どもへ苦情相談ができることを伝えている。現在、子どもからの苦情はないが、苦情があった際に仕組みに沿って対応を行っていく体制が作られている。苦情の定義として「子ども間のいじめや生活に苦痛を感じている」ことなども明記されていることから、今後、子どもからの苦情として挙がってこない苦情にどのように対応すべきか検討することが望まれる。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 職員は日々の関わりの中で子どもからの相談や意見を聞いたり、面談室や職員室など場所を変えて他の子にはわからないよう配慮して話を聞いたりしている。「入所のしおり」に誰にでも相談ができることが明記され説明されている。実際に、担当職員やユニット外の職員、心理担当職員などは子どもからの相談に対応しており、子どもが自由に相談相手を選べる体制が作られている。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見や相談など苦情箱を活用することもできることを子どもに周知している。また、「子どもの悩みは職員が感じるもの」とし日常会話の中で子どもの悩みを受けとめ支援にあたっている。しかし、相談や意見への対応マニュアルは策定されておらず、苦情解決の仕組みでは代替できない部分があるので、今後、子どもからの相談や意見への対応の仕組みを構築することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「危機管理マニュアル」が作成されており、園で発生しうる事故への対応が明記されている。安全管理委員会が設置されており、子どもの安全対策として不審者対応訓練の実施や防犯カメラが設置されている。ヒヤリハットの収集がされているが、課題分析や再発防止策などの検討が十分にされていない。職員アンケートでも半数の職員が安心・安全な養育・支援への取り組みが不十分と感じていることから、今後、収集した事例を基に要因分析と改善策・再発防止策など検討する体制作りが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	<b>③</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症対策マニュアルが作成されており、看護師を中心に手すりの消毒など感染症対策に取り組んでいる。インフルエンザなどの感染症が発生した場合には居室に隔離するが、子どもが飽きないようにテレビやDVDを用意し居室での安静が保てるような配慮もしている。また、入所前に感染症の疑いがあった子に対しては施設長の自宅で経過観察し感染の疑いが無くなってから園での生活を開始するなど柔軟な対応を行ったこともある。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>危機管理マニュアルが作成され、毎月の避難訓練や炊き出し訓練なども実施されている。平成30年9月には風水害対策計画が作成された。分園では土砂災害特別警戒地域に指定されているところがあり、また、地域小規模児童養護施設では水害の危険性があるところもある。設置場所によって災害の可能性があり、災害発生時には本園への避難で安全を図っている。今後、災害時の対応策をはじめ事業継続計画（BCP）の作成など子どもの安全確保とともに、養育・支援の継続ができる仕組み作りの検討が望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	

40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法として援助マニュアルが作成されている。援助マニュアルの中に「食事マナー・入浴について・洗濯ものについて・生活指導など」標準的な実施方法が具体的に細かく記載されており、職員が統一した養育・支援が実施できるよう示され、職員の拠り所となっている。子どもとの日常生活の関わりで対応に苦慮していた職員に対して養育場面をビデオ撮影し職員間で振り返り、声かけの仕方などを確認しあう機会が設けられた。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>援助マニュアルは、ケース会議や自立支援計画の見直し時に実施方法の検証がされ、子どもの意見も反映されながら見直しがされている。ユニット毎に見直しがされたものをユニット代表者会議で検討され年度末に翌年度の援助マニュアルが改正されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>担当職員は、子どもや保護者の意向の把握と園や学校での様子を踏まえてニーズを集約し、ケース会議での職員からの意見も参考に自立支援計画書を作成している。子どもの状況に合わせて、心理担当職員や児童相談所や学校の担任など関係者が集まりケースカンファレンスが開催され、出された意見が自立支援計画に反映されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は年2回見直しがされており、課題への評価や子どもの状態に合わせて課題が策定され日々の養育・支援に生かされている。しかし、自立支援計画書の見直し時に養育・支援を十分に実施できない理由等が明確にされていないこともあるため、見直し方法を再構築し取り組んでいくことも必要である。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの一人ひとりの生活の記録は毎日記載されている。朝の申し送りでは、地域小規模児童養護施設をはじめ分園の職員も参加し子どもの様子が報告されており、子どもの生活状況を確認し情報共有が図れている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「個人情報保護規程」は作成されており、子どもの記録の保管や管理などもされている。し</p>		

かし、個人情報保護についての研修等は実施されておらず職員に十分に周知されてはいない。今後、研修の機会を設け周知を図っていくことが望まれる。

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養徳園の援助の基本方針に、「児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める」とあり、権利擁護に関する研修は法人として毎年行い、すべての職員が参加している。職員が子どもの権利を侵害することは無くなっているとの認識がある一方、権利擁護が職員個人の価値観に左右される場合もあることを危惧している。子どもの利益を意図せずに損ねてしまう支援がないよう、職員がどのような援助をすべきかを明確にし、支援者としてより良い「支援の質」を追求する姿勢を貫き、子どもの発達を願い、子どもの人格を尊重し、「生きる・育つ・守られる・参加する」という子どもの権利を保障するため、高い見識を持つ施設であることを期待する。</p> <p>七五三の行事で神社にお参りする場合も、事前に保護者の意向を確認することもあり、子どもや保護者の信教の自由が尊重されている。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが大切な存在であることを職員は日々の関わりの中で子どもに伝えている。しかし、自他の権利について子どもが正しく理解する取組が不十分であることが職員アンケートから窺えた。(削除)職員はこの課題に対して、先輩の職員に支援や介入を求めることでユニットの中で抱え込まないで解決につなげようとしている。(削除)子どもが自分を大切に思うと同時に他者の権利を侵害することがないような更なる学びの支援が望まれる。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの生い立ち、家族状況については、話す時期や内容などをケース会議で協議した上で、担当職員同席のもと施設長が直接子どもに慎重に伝えている。同席した担当職員は、その後の子どもの感情の変化を受けとめ、適切な対応を取れるようにしている。</p> <p>子どもたちの成長と養育・支援の記録である「育ちアルバム」、「育てノート」に関しては、</p>		

生い立ちの整理の目的や意義、効果を職員が理解して取り組めるように、園内研修が行われている。「育ちアルバム」は、語り継ぐようなエピソードが盛り込まれるよう工夫された子どもの成長の記録である。その年、その年代の生活が見えるように、何気ないコマを選んで担当者が工夫してコメント・カットなどを入れ、前の施設や家での写真なども加えて、それぞれの子どもの成長を写真で繋げた子どもに渡すアルバムでもある。「育てノート」は担当職員が作成する子どもへの援助と成長の過程の記録で、途切れない支援を目的に次の支援者に託す記録となっている。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ <b>④</b> ・c
----	--	----------------

<コメント>

就業規則や援助マニュアルに子どもへの体罰等の禁止について明記され、「被措置児童等虐待対応マニュアル」も策定され、職員による虐待防止の徹底に努めており、もし問題が発生した場合でも適切な対応ができる体制となっている。就業規則では、厳正に処分まで行う仕組みとなっている。(削除)

子どもに対しては、「措置児童等虐待の届出・通告制度」について入所時に説明がされている。施設内の虐待について法人研修として実施し、日常的な会議等でも不適切な関わり防止と早期発見について職員に徹底を図っている。しかし、子ども間の暴力等への対応に苦慮している。子ども同士の権利侵害にもケアの水準を高め対処し、社会的養護の下で、等しく権利が守られるような施設となるよう、今後、職員の援助技術の更なる向上を目指すことを期待したい。

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮

A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	<b>⑤</b> ・b・c
----	--	---------------

<コメント>

養徳園では小規模化が進み、子どもと職員が共に生活する関係性が強くなり、子ども主体の生活になってきている。ただし、本園のユニット、分園、地域小規模施設と環境と設備の違いがあり、すべて同じではない。それぞれのユニット等で工夫して生活のルールや余暇の過ごし方を子どもたちと決めている。施設としては、様々な活動に参加できる体制と地域との関係性を作っている。職員は、話し合いの場では自由に発言できることを伝え、子ども達が主体的に決めていくように見守り、任せることで子どもが力を発揮できることを認識している。

毎月の小遣いは年齢毎に金額が決められて、中高生については部活動に加入することで一定額が加算されている。それぞれが小遣い帳をつけることを支援し、お金の管理を学ばせている。自立を控えた子どもには、自活訓練室を使用し決められた生活費の中で生活を送る具体的な体験をもとに経済観念を習得させている。

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	<b>⑥</b> ・b・c
----	--	---------------

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所前に、施設長が面会して本人の意向を確認し、子どもや保護者が不安にならないよう、施設での生活の様子を詳しく説明し、施設見学も行っている。入所当日には、担当職員がウェルカムカードを作成して入所する子どもを喜んで迎え入れる工夫をしている。また、入所日に着ていた衣類等は卒園・退所まで保管して、育ちの軌跡を大切にすることを心がけている。必要ならば前施設の職員との人間関係を可能な限り持続できるよう配慮している。養徳園では児童家庭支援センターを施設内に設置して、児童相談所・市町などの関係機関との連携を図り、重層的に家庭復帰した子どもの支援ができるようになっている。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アフターケアの窓口を設置し、職業指導員を配置して、組織として相談を受ける体制となっている。施設で支援できる範囲を超える相談も、児童相談所・とちぎユースアフターケア事業協働組合などの関係機関と連携し、アフターケアや就労支援が充実してきている。今まで施設長が把握していた退所者の近況なども、今後組織として把握できるようになり退所児の状況把握や対応の記録なども整備されることが期待される。</p> <p>退所した子ども達と退所を控えた子どもたちとの交流会が年1回開催されている。退所を控える子ども達にとっては、OBとの交流は経験者の先輩からの話が聞け、退所後の生活のイメージが持てる良い機会となっている。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、生育歴を知り、日々子どもと暮らすうちに子どもの本当の辛さを感じるようになり、子どもが表出した感情を受けとめながら、何でそうなのかと深い共感を持って接している。「センスを磨いて子どもが今何を考えているか理解できるようになりたい」、「子どもの心に寄り添いたい」と意識している職員もいる。しかし、子どもが表出する感情や言動が激しく、現在の職員の知見や経験では受けとめきれない現状もあるので、管理者は全体の支援レベルを上げることを課題としている。職員が子どもに共感し、課題に向き合っていくことを期待したい。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小規模化を推進した結果、子どもたちはすべて小人数のユニットで生活している。子どもの意向を把握し柔軟に対応できるよう職員を複数配置し、馴染みの関係性が築ける配置となっている。特に地域小規模施設は、建物も支援も家庭と同じ環境があり、その場で生活がすべて完結することで、子どもに当たり前の生活を提供しやすいことが見て取れた。また、子どもたちは生活の決まりを自分たちで決めていけることを実感し、自分たちが選んだ日常生活</p>		

を営んでいる。		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・ <b>⑩</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自ら判断し行動できるよう、見守るという姿勢を大切に、賞賛し、励まし、感謝の声掛けをしている。でも、時には子どもたちが失敗しないようにと職員が準備等をしてしまうこともある。それは、成功体験の少ない子どもたちが自己否定しないよう、成功体験を積み重ね自己肯定感を醸成するためでもある。しかし、失敗しながら自ら解決する力をつける支援は大切である。失敗したときのフォローを考えて子どもの力を信じて見守りながら待つと言う高度の支援を期待したい。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	<b>⑪</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちは年齢や発達に合わせ、本園にある施設内での保育、幼稚園への通園、小中学校・高校（特別支援学級・特別支援学校も含む）へ通学している。施設内外で年齢や発達の状況に合わせて、それぞれの計画のもと発達や学習を支援している。小学生は、公文の公文進度表で個々の能力状況に合わせ学んでいる。地域の児童館・図書館等を利用できる年齢の子は積極的に利用し、中学生はその子にあった塾を選んで学んでいる。園内で特別指導員にピアノを教わったり、ボランティアによる企画行事や市の子ども連合会や地域の育成会の様々な行事等に参加したりしている。子どもの希望により地域のサッカー・バスケット教室や合唱団等に入り活躍するなど、地域の社会資源も積極的に活用している。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ <b>⑫</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な日常生活習慣は、その子の発達の状況に合わせた支援によって習得させている。しかし、すべての子どもが自己管理できるようにはならない現状があり、声掛けなどの支援が欠かせない場合もある。根気よく取得に向けて支援を行っている。職員は、生活する上で守るべきルールや生活を営む上で必要な社会常識・社会規範の習得、生活する上で必要な知識や技術は、日常生活の関わりの中で具体的に習得できるよう支援している。</p> <p>地域の活動への参加や高校生のアルバイトも、社会的なルールを習得できる機会として積極的に推奨している。高校生の携帯電話に関しても正しく使えるような支援をしている。とちぎユースアフターケア事業協働組合の自立支援プログラム研修は子どもにとって生活に必要な知識が学べ、役に立つ実習が組まれているので活用している。今後、更なる取組を期待する。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小規模グループケア6か所（本園の3つのユニット、3つの分園）、地域小規模児童養護施設</p>		

2か所で、それぞれ職員は家庭的な雰囲気を作り食事を楽しめるよう心掛けている。本園のユニットや調理支援が必要な分園1か所には、本園の厨房で調理され食事が届けられる。地域小規模児童養護施設等では独自に調理できるため、アルバイトから遅くなって帰ってきた子どものために夕食などその場で調理して温かい食事を出すことが可能である。食材費などもそれぞれに任されているので予算内で工夫して子どもの好みの献立や特別日のメニューや外食などを楽しむことができる。しかし、条件の違いがあるのですべての施設で同様に取り組めることでは無い。給食委員会では献立会議、嗜好調査、食育の取り組みなどが行われているが、嗜好調査の結果の反映など課題があり改善が望まれる。

ユニットで調理する日を設け、職員と子どもと一緒に献立作成・買い物・調理を行い、子どもが食生活に必要な知識や技術を習得する機会としている。栄養士は、施設の8か所それぞれで調理する朝食や厨房で調理してない食事についても献立を確認している。

A-2-(3) 衣生活

A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
----	---	-------

<コメント>

職員は、子どもが自分の好みの服を購入できるように支援し、自分の服である印として記名し、自室に用意されたタンスに収納し、子ども自身が季節に合ったものを選べるよう支援している。汚れなどに応じた着替えや衣類の整理整頓などに対応できる衣習慣を習得させている。子どもによって配慮の必要な子もいるので、職員は衣服の購入・片付け、TPOに合わせた服の選び方、着方など、衣習慣の習得への配慮をしている。年長児は自分で洋服を選ぶことが楽しみになっている。

A-2-(4) 住生活

A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

本園の3つのユニット、3つの分園、2つの地域小規模児童養護施設と小規模化が進み、それぞれ中学生以上は個室が用意され、リビングなど共通のスペースにはみんなで選んだ写真を飾ったり、植物、水槽を置いたり、工夫して居心地が良い空間を作り出している。破損した個所をそのままにするので無く、応急的な処置をして見苦しい状態で放置することはない。週2回の庭掃除、月1回の居室の掃除を子どもと行うなど改善し、整理整頓や掃除の習慣が身につくように支援して、施設内もきれいに整美している。

A-2-(5) 健康と安全

A⑯	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
----	---	-------

<コメント>

子どもの健康管理は「保健衛生援助マニュアル」に従って、健康診断、歯科検診、予防接種、通院、服薬管理等が行われている。看護師によって予防接種、受診記録、治療の内容、投薬の内容などが記録され管理されている。特別配慮が必要な子に対しては個別に健康状態が記録されている。子どもの体調については、毎日朝と昼の打ち合わせ時に職員間で確認し、受診が必要な場合は看護師が対応できる体制となっている。自分で管理できる子どもに対して

は、服薬の必要性など理解できるように説明されている。日常的に服薬が必要な子で自己管理が困難な場合はユニットごとに職員が服薬支援、管理を行っている。身体的な健康管理に関しては看護師からアドバイスが受けられ、心理・情緒面での健康管理に関しては心理担当職員のサポートがある。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・ <b>b</b> ・c
----	---	----------------

<コメント>  
 性に対する正しい知識を子どもが得るためのカリキュラムを年齢や発達段階に合わせて用意していたが、現状に合わなくなり、子どもが興味を持てるような内容にカリキュラムが見直された。新たなカリキュラムの改訂は多くの若い職員が積極的に意見を出し合って出来上がっている。新しいカリキュラムに従って若い職員の工夫が活かされたショート劇による性教育を小学1年から5年生を対象に実践している。その実践後に行った子どもたちのアンケートの記述から正しく理解できたことを職員は確認している。今後は対象者を広げたカリキュラムの策定が期待される。  
 高校生に対してはとちぎユースアフターケア事業協働組合の自立支援プログラム研修会で、性教育に関する講演を聞く機会を用意している。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・ <b>b</b> ・c
----	--	----------------

<コメント>  
 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別、不適応行動などの行動上の問題が発生した時は、「問題行動対応マニュアル」に従って、問題があった子どもに対応する職員、周囲の子をケアする職員と役割を明確に分担して対応している。周囲の子のケアはユニットの職員が行うが、暴力を受けたのが職員である場合のケアは、副施設長と統括主任が担当することになっている。また、問題があった子どもに関しては、児童相談所のケースワーカーと情報を共有し適切な対応につながるように協議している。昨年度は、行動上の問題があった子に対して、ケースワーカーの協力で学校と施設が共に子どもを育て、見守るという環境を作っている。でも、「いかに日頃の生活の中で意識的にケアできるか」を課題と捉えているので、今後の取組に期待したい。

A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・ <b>b</b> ・c
----	--	----------------

<コメント>  
 子ども間の暴力は情緒的な不安から発生すると職員は捉えているが、子ども同士の関係性を調整してグループを編成することは容易でなく、職員の配置を見直すにも限界がある。また、施設はすべて小規模化されたため、職員一人に対応しなくてはならない。問題が発生した場合、申送りや諸会議を通して職員全体で把握し、施設全体でフォローすることになっている。しかし、現在、児童養護施設では、施設での養育・支援に困難を伴う子どもが増えているため対応に苦慮している。今後、個々のケースに関して児童相談所・学校など関係機関から受

<p>けられる支援内容を再確認し、具体的に誰が支援の援助に回れるかを想定して職員間の更なる連携や施設長の役割を明確にし、体制を整えることが期待される。</p>		
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p>		
A⑳	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  心理的ケアが必要な子どもが10人以上いることから、心理療法担当職員が配置されている。心理療法担当職員が自立支援計画に基づく心理支援プログラムを策定し、その実施計画と報告書は施設長から児童相談所と県の担当課に提出されている。心理的なケアの必要な子の支援は、児童相談所の通所セラピーとともに、施設内のプレイセラピー・生活場面面接等が行われている。  心理的ケアの必要な子への日常的支援に対して子どもの担当職員は、心理療法担当職員から必要に応じコンサルテーションを受け、心理的ケアの支援についての知識等を得ている。また、ケース会議で心理療法担当職員から個別の心理的ケアの助言を受け、職員間で共有を図り、養育・支援場面での適切な対応に努めている。心理療法担当職員は外部研修等を受け職員へのコンサルテーションができるように研鑽している。</p>		
<p>A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉒・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  養徳園の援助の基本方針に基づき、子どもの学ぶ権利を保障し、そのための環境を整え、子どもの最善の利益をその指導の原則として、学習に関しても様々な支援を行っている。具体的には、小学生に対しては、自分の力に応じた学習方法として「公文式教育」を導入している。また、中学生以上は自分に合った塾に通うことで高校・大学への進学につなげている。明確に学力をつけることの必要性を認識して、中学生の通塾や私立高校進学を、措置費の対象となる以前から法人独自で予算を組んで実施している。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもの進路選択には、担当職員が学校での進路説明会に付き添い、保護者の理解を得ることや児童相談所の意見を聞くなど、関係者と連携して子どもが自己決定できるように支援している。大学進学希望者には法人独自の「大学等進学助成基金」やその他の奨学金等の情報を提供し、大学進学等の資金面での支援もしている。その子の状況に合わせて措置延長や社会的養護自立支援事業を活用して不安を解消しながら就職まで繋げる支援を行っている。退所児童等の生活上の相談・支援、就業上の相談などは、とちぎユースアフターケア事業協同組合の事業も有効に活用して子どもの自立を図っている。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  高校生には、社会にでて仕事に就くことがイメージでき、社会のルールを学ぶことができる</p>		

社会体験の機会としてアルバイトを推奨している。アルバイトから帰宅した子に温かい夕飯を出すなどの心配りなどさりげないサポートもある。また、社会に出る前の準備として運転免許などの資格習得を奨励している。園の事業として社会人先生を招き様々な職業人の話しや実践に触れる機会も持っている。園には職業指導員が配置され、実際の就労や就職後の支援も行われている。社会に出た後も困難が予想されるので、子どもの支えであり続ける施設として期待が持てる。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉔・b・c
----	--	-------

<コメント>

家庭支援専門相談員を中心に家庭支援体制を取り、児童相談所と連携のもと、事前に学校行事などの様々な協力を呼びかけるなどで家族の調整を図っている。家庭支援専門相談員は直接家庭と関わり、子どもの様子が良く伝わるような手紙や写真などを添え、家族を責めるイメージを持たれないような支援を心がけて、家族との信頼関係を構築している。可能な家庭には広報紙を送付し、ブログ・養徳園日記でも、園の年間行事計画や行事の様子などを知ることができるようにしている。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A㉕	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉕・b・c
----	---	-------

<コメント>

親子関係の再構築のために、関係職員はケース会議で児童相談所からの家庭状況の情報を共有し、家庭環境調整について協議し、家庭支援専門相談員を中心にケースの見立てを行い、明確な支援計画に従って支援している。家庭支援専門相談員は児童相談所と連携を取り家族訪問や親子生活訓練室を利用して家族との関係の継続などを支援している。児童家庭支援センターの職員は、関係市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し関係機関と情報を共有し、家庭復帰後の継続した家族支援に活かしている。